



# 埼玉県報

号 外 第 9 号  
平 成 2 4 年 5 月 2 4 日  
木 曜 日

## 目 次

### 規則

- [埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則\(水環境課\)](#)

### 告示

- [化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準の改正\(水環境課\)](#)

## 規 則

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第四十二号

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成十三年埼玉県規則第百号）の一部を次のように改正する。

第二十七条中第二十六号を第二十七号とし、第十六号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 トランス―一・二―ジクロロエチレン

第二十七条に次の二号を加える。

二十八 塩化ビニルモノマー

二十九 一・四―ジオキサン

第三十一条第五号中「並びに別表第九及び別表第十」を「及び別表第八から別表第十まで」に改める。

第六十条中「第二十七条第一号から第二十五号までに掲げる」を「次の各号に掲げる環境の自然的構成要素の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同条に次の各号を加える。

一 土壌 第二十七条第一号から第十五号まで及び第十七号から第二十六号までに掲げる物質

二 水 前号に掲げる物質並びに第二十七条第十六号、第二十八号及び第二十九号に掲げる物質

別表第八第二号の表二七の項の次に次のように加える。

|    |           |                  |
|----|-----------|------------------|
| 二八 | 一・四―ジオキサン | 一リットルにつき〇・五ミリグラム |
|----|-----------|------------------|

別表第八第二号の表の備考中二を三とし、一の次に次のように加える。

二 水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設若しくは同条第三項に規定する指定地域特定施設又は指定排水施設を併せて設置する工場又は事業場に係る排水については、それらの規制基準のうち最大の許容限度のものを適用する。

別表第九第二号の表の備考六中「、同条第三項」を「若しくは同条第三項」に改める。

別表第二十三の一六の項を次のように改める。

|    |  |  |
|----|--|--|
| 一六 | シス―一・二―ジクロロエチレン若しくはトランス―一・二―ジクロロエチレン又はこれらを合わせたもの | 一リットルにつきシス―一・二―ジクロロエチレン及びトランス―一・二―ジクロロエチレンの量の合計〇・〇四ミリグラム |
|----|--|--|

別表第二十三の二六の項の次に次のように加える。

|    |           |                    |
|----|-----------|--------------------|
| 二七 | 塩化ビニルモノマー | 一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム |
| 二八 | 一・四―ジオキサン | 一リットルにつき〇・〇五ミリグラム  |

#### 附 則

1 この規則は、平成二十四年五月二十五日から施行する。

2 この規則の施行の際現に埼玉県生活環境保全条例施行規則第三十一条第五号又は第六号に掲げる者に該当する者（同条第五号に規定する指定排水施設又は同条第六号に規定する工場若しくは事業場に係る施設の設置の工事を行っている者を含む。）については、改正後の別表第八（第二号の表二八の項に係る部分に限る。）の規定は、この規則の施行の日から六月間は、適用しない。

# 告 示

## 埼玉県告示第六百八十四号

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）第四条の五第一項及び第二項の規定に基づき、平成二十四年埼玉県告示第六十三号（化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準について）の一部を次のように改正し、平成二十四年五月二十五日から施行する。

平成二十四年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

三一の表二十の項の次に次のように加える。

|     |  |   |
|-----|--|---|
| 二十一 | 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第四百七十七号。以下「平成二十四年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）   | Lc = Cc · Qc × 10 <sup>-3</sup>   |
| 二十二 | 平成二十四年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成二十四年五月二十五日以後法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成二十四年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場 | $Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$ |

三一の表備考 Q<sub>cj</sub> 中「平成十三年八月一日」の下に「、二十二の項にあつては平成二十四年五月二十五日」を加え、同表備考 Q<sub>ci</sub> 中「（十二の項にあつては同年十月一日、十四及び十六の項にあつては平成十年七月二十九日、十八の項にあつては平成十二年三月十五日、二十の項にあつては平成十三年八月一日）」を削る。

三二の表二の項の次に次のように加える。

|   |  |                                      |
|---|--|--------------------------------------|
| 三 | 平成二十四年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。） | $L_n = C_n \cdot Q_n \times 10^{-3}$ |
| 四 | 平成二十四年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、           |                                      |

|  |   |  |
|--|---|--|
|  | <p>平成二十四年五月二十五日以後法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成二十四年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場</p> | $L_n = (C_{ni} \cdot Q_{ni} + C_{no} \cdot Q_{no}) \times 10^{-3}$ |
|--|---|--|

三二の表備考 Q<sub>ni</sub> 中「平成十四年十月一日」の下に「(四の項にあつては、平成二十四年五月二十五日)」を加える。

三三の表二の項の次に次のように加える。

|          |   |  |
|----------|---|--|
| <p>三</p> | <p>平成二十四年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）</p>   | $L_p = C_p \cdot Q_p \times 10^{-3}$                               |
| <p>四</p> | <p>平成二十四年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成二十四年五月二十五日以後法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成二十四年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場</p> | $L_p = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$ |

三三の表備考 Q<sub>pi</sub> 中「平成十四年十月一日」の下に「(四の項にあつては、平成二十四年五月二十五日)」を加える。

三の次に次のように加える。

#### 四 経過措置

三の規定にかかわらず、平成二十四年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、法第十二条第二項の規定により同条第一項の規定の適用が猶予されるものについては、平成二十四年十一月二十四日（当該施設が水質汚濁防止法施行令別表第三に掲げる施設である場合にあつては、平成二十五年五月二十四日）まで総量規制基準を適用しない。